

事 務 連 絡
平成28年5月17日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障 害 福 祉 課

平成28年熊本地震に伴い一時的に避難をしている利用者に対する継続した障害福祉サービス等の提供について

平成28年熊本地震に伴う介護給付費等の取扱いについては、「平成28年熊本地震により被災した障害者等に対する支給決定等について」（平成28年4月25日付け事務連絡）の別添等においてお示したところです。

今回、これらの通知等を踏まえ、平成28年熊本地震に伴う障害福祉サービス等の提供の継続性について、別添のとおりまとめました。

各都道府県等におかれましては、別添資料につき、管内市町村、障害福祉サービス事業者等への周知をよろしくお願いいたします。

- 例示として下記のような場合にも、事業者に対して報酬を支払うことは可能となっておりますので、参考にしてください。

① 訪問系サービスの場合

- 避難所において居宅介護等を提供した場合も報酬の対象にすることができます。

【4月14日事務連絡、4月25日事務連絡（別添1 Q&A）】

② 入所系サービス（障害者支援施設・グループホーム）や通所系サービスの場合

- 利用者とともに仮設の施設や他の施設等に避難し、そこにおいて避難した事業者がサービスを提供した場合も報酬の対象にすることができます。（避難先の施設で費用がかかった場合には、避難をした事業者から避難先の事業者に支払ってください。）

【4月25日事務連絡（別添1 Q&A）】

- ※ この場合において、日中支援加算も使えますので活用してください。
- ※ この場合、避難をした事業者が報酬を受け取ります。

◎ 留意点について

- 今回の震災等の状況を踏まえ、上記の場合も含め既存の事業所等について、一時的に人員配置基準や施設設備基準を満たさない場合も報酬の減額等を行わないこととしています。【4月14日事務連絡、4月25日事務連絡（別添1 Q&A）】
また、やむを得ない理由により、利用者の避難先等において、安否確認や相談支援等のできる限りの支援の提供を行った場合は、これまでのサービスとして報酬の対象とすることが可能です。（サービスに係る緩和措置）
- 上記は、従来の事業所等が継続して支援を行うと認められる例を示したものであり、避難先の事業所がサービスを提供した場合には、避難先の事業所が報酬を受け取ることとなります。

関連通知等

平成28年熊本地震に関して発出した障害福祉関連の通知及び事務連絡のうち、本事務連絡に関連するものは、次のとおりです。

「4月14日事務連絡」

災害により被災した要援護障害者等への対応について（平成28年4月14日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡）

「4月25日事務連絡」

平成28年熊本地震により被災した障害者等に対する支給決定等について（平成28年4月25日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室、障害福祉課、精神・障害保健課連名事務連絡）